

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消した上で、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を提出するので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、このことについては、申立事業所が平成22年7月9日に事務処理の誤りを理由として改めて届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支給明細書では、申立人はA社から賞与(100万円)の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が申立てに関する届出を失念していた旨回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月10日から37年5月18日まで
② 昭和40年7月1日から41年1月1日まで

私は、一回退職したA社（現在は、B社）に再び入社した昭和35年1月から、41年6月までの間、同社の本社及び営業所で継続して勤務していたにもかかわらず、この間の途中となる申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①は、私が結婚した時期に当たり、また、申立期間②は、私がA社C営業所から当該事業所本社のA社へ転勤した時期に当たる。

私は、申立事業所の本社や営業所で途切れることなく勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社が保管しているA社における「仮払金の明細書」から判断すると、申立人が昭和37年5月18日から41年6月16日までの間、申立事業所の本社及び営業所に継続して勤務し(A社C営業所から本社に当たるA社へ異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人の妻は「本社勤務となったのは夏ごろだった。」と供述していることから、A社C営業所の資格喪失日である昭和40年7月1

日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の昭和41年1月の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、当時の関係資料等を保管していないため、申立期間②における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てのとおり被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人の妻が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、B社では、前述の「仮払金の明細書」以外には申立期間①当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明と回答している。

また、申立人の妻が挙げた前述の元同僚に加え、別の元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等が得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおり記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月から16年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から16年5月まで

平成15年*月に20歳になってすぐに、市役所で国民年金の加入手続をした際、無収入で保険料を納めるのが困難だったので免除申請をした。ところが、16年6月ごろに未納保険料の催告状が送られて来たので驚き、すぐに市役所でもう一度免除申請をした。

私は、平成15年*月に免除申請をしたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続と免除申請を行ったと述べているところ、年金事務所が保管している申立人の国民年金保険料免除申請書等によると、申立人は平成16年7月7日付けで平成15年度及び16年度の免除申請を各々行い、15年度の免除については、16年7月28日に市役所から社会保険事務所（当時）に対して国民年金保険料免除申請書調査票及び同受付処理簿が提出され、申立期間直後の16年6月分の免除が認められるとともに、16年度の免除については、同様に16年8月24日に受付処理簿等が提出され、16年7月から17年6月までの免除が認められていたことが確認できるものの、申立期間の免除申請の記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳は、平成16年1月26日に交付されていることがオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により確認できるところ、申立人に対しては、15年12月15日付けで「20歳国年適用勸奨」が行われていることが確認でき、同勸奨を受けた申立人がその後に国民年金の加入手続を行った（年金手帳の交付を受けた）と考えるのが自然であるとともに、当該加入時点で免除申請を行ったとしても、申立期間の一部は、制度上、免除

できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除に関する記憶が明確でない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 667 (事案 265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年3月までの期間及び50年10月から54年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から48年3月まで
② 昭和50年10月から54年9月まで

自宅前の商店の店主が、私の国民年金の加入手続を行い、昭和36年から国民年金保険料を集金していた。私は、国民年金保険料を毎月、同店主に納付した記憶がある。

また、昭和52年4月以降の期間については、3、4回、私の国民年金保険料の納付を私の友人に依頼し、社会保険事務所(当時)において支払ってもらった記憶がある。その友人の残した日記に私の保険料を納付したとする記述があるので、私の保険料は納付済みとなっているはずである。

前回はこの申立てが認められなかったが、自宅前の店主が、「かよい帳」を持って集金に来ていたことを覚えており、同じ集金人に納付していた人は年金をもらっているのに、自分だけ申立期間が未加入・未納とされて年金を受給できないことに納得がいかないため、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す資料として提示した、申立人の友人のメモは、家計簿の一部を平成17年以降に書き写したものであり、記載されている国民年金保険料額に誤りが見られることなどから、客観的な資料とは認められない上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、申立人は、国民年金に加入して以降、毎月、国民年金保険料を自宅前の商店主に納付し、まとめて納付したことは無いと主張しているが、市の被保険者名簿に

より、昭和 36 年度の国民年金保険料を 37 年 4 月に、37 年 4 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月に一括納付していることが確認でき、申立内容と相違していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、国民年金への加入後は集金人や友人に依頼して国民年金保険料を納付しており、資格喪失等の手続をした覚えは無いと申し立てたが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 8 日から 40 年 2 月 21 日まで

60 歳になって、社会保険事務所（当時）に行ったときに初めて「あなたは脱退手当金をもらっている。」と言われ驚いた。そのような手続をした覚えは無く、お金を受け取ったことも無いので、申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 8 月 27 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、40 年 4 月 21 日付けで社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所では、「申立期間当時は、事業所において退職の説明時に脱退手当金についても説明を行い、脱退手当金の請求書に本人が記入した後、他の請求者の分とまとめて社会保険事務所に提出していた。」と証言しているほか、連絡先が把握できた複数の元同僚は、「事業所から代理請求の説明があり、脱退手当金を受け取った。」と証言していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月15日から26年3月14日まで
② 昭和26年12月1日から27年1月15日まで
③ 昭和30年11月25日から31年1月4日まで
④ 昭和42年12月29日から43年1月7日まで

申立期間①及び②については、昭和25年11月から30年11月までの間、船舶所有者のA氏、名称変更後のB社で勤務していたにもかかわらず、両申立期間における船員保険の加入記録が無い。しかし、私は、申立期間①当時は、申立事業所の船員として、元同僚数人と一緒に当該事業所の所有船舶の建造業務に従事しており、また、申立期間②当時は、申立事業所の所有船舶に船員として、その前後の期間と変わりなく乗船していた。

申立期間③については、昭和30年11月から36年12月までの間、C社の船員として、元同僚数人と一緒に当該事業所の所有船舶の建造業務に従事していたにもかかわらず、申立期間③における船員保険の加入記録が無い。

申立期間④については、昭和42年1月から43年12月までの間、D社の所有船舶に船員として、途切れることなく乗船していたにもかかわらず、申立期間④における船員保険の加入記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社は、商業登記簿謄本により昭和49年10月1日付けで解散登記されていることが確認できる上、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が申立期間①当時、申立事業所の船員として、所有船舶の建造業務と一緒に従事したとして挙げた元同僚7人については、オンライン記録はもとより、当該事業所に係る申立船舶に関するものを含む三つの船舶に関する船員保険被保険者名簿でも、当該期間中、船員保険の加入記録が確認できない。

さらに、これら被保険者名簿では、申立人の被保険者資格がオンライン記録のとおり、申立期間①の後に確認できるのみである。

申立期間②については、申立人が保管している船員手帳では、申立人が当該期間を含む昭和26年3月12日から29年11月18日までの間、B社等の船員として雇い入れられていることが確認できる。

しかし、申立事業所は、前述のとおり、解散登記されていることなどから、申立期間②における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立事業所の申立船舶に係る二つの船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格がオンライン記録のとおり、申立期間②の直前直後の昭和26年4月1日から同年12月1日までの期間、及び27年1月15日から30年11月25日までの期間に確認できるのみである。

さらに、前述の二つの被保険者名簿のうち、一つ目の名簿では、申立期間②直前の昭和26年12月1日付けで、申立人を含む被保険者55人全員が船員保険被保険者資格を喪失していること、二つ目の名簿では、当該期間直後の27年1月15日付けで、申立人を含む被保険者26人全員が被保険者資格を取得していることが確認できるのみであり、申立事業所において船員保険の被保険者資格を申立期間②の期間中に有している者は皆無である。

申立期間③については、C社が、商業登記簿謄本により昭和38年7月12日付けで解散登記されていることが確認できる上、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が申立期間③当時、申立事業所の船員として、所有船舶の建造業務と一緒に従事したとして挙げた元同僚二人については、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿等から、元船長の船員保険の加入記録は確認できるものの、ほかの一人については加入記録が無い。

さらに、申立事業所の元同僚は「同社の船員が船舶勤務以外の業務に従事する場合、船長以外の船員についてはいったん雇止めとし、船員保険に加入させない取扱いをしていたと会社から聞いたことがある。」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の被保険者資格がオンライン記録のとおり、申立期間③直後の昭和31年1月4日以降に確認できるのみである。

申立期間④については、申立人が保管している船員手帳では、申立人が当該期間を含む昭和42年1月31日から43年12月20日までの間、D社の船員として雇い入れられていることが確認できる。

しかし、申立事業所は、商業登記簿謄本により昭和52年1月25日付けで解

散登記されていることが確認できる上、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間④における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が挙げた申立事業所における申立期間④当時の元船長及び元同僚に聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格がオンライン記録のとおり、申立期間④の直前直後の昭和42年2月1日から同年12月29日までの期間、及び43年1月7日から同年12月21日までの期間に確認できるのみである上、申立期間④に被保険者として記録されている者は皆無である。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として全申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 5 日まで

私は、昭和 35 年 4 月から 39 年 8 月までの間、A 社（昭和 38 年 10 月 1 日に B 社へ名称変更。）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、当時是一般的であった 3 か月か 6 か月程度の見習期間を経て、申立事業所の正社員として途切れることなく勤務していたので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚 6 人のうちの 2 人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は B 社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿等では、当該事業所は、申立期間の途中の昭和 35 年 10 月 1 日付けで適用事業所となっていることが確認できるのみである。

また、申立事業所は、昭和 45 年 6 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主は既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、前述の元同僚二人から聴取したものの、このうちの一人から、「申立人は、私たちと異なって、紳士服業務の経験が無かったので、申立事業所は当初、申立人を見習いとして雇用し、厚生年金保険にも加入させなかったのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は申立期間当時、A社の代表取締役役に就任し、年俸として500万円（月額約42万円）の報酬を得ていたが、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると16万円となっており、実際に受け取っていた報酬月額と相違している。

私が所持している銀行口座の通帳に記載されている給与振込額は、申立期間に大きな増減は無く、同社から支給されていた報酬月額の変更も無かったはずなので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、年俸として500万円（月額約42万円）の報酬を得て、毎月、銀行振込みで給与を支給されていたと主張しており、申立人から提出された銀行口座の通帳の写しから、申立期間の前後を通じて口座振込額に大幅な増減は無いことが確認できる。

しかしながら、前述の口座振込額からは厚生年金保険料の控除額が不明である上、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、当該事業所の登記簿謄本（履歴事項証明書）によると、申立人は、申立期間直前の昭和60年5月16日付けで代表取締役役に就任していたことが確認できるところ、当該事業所の元従業員は、「当時は、代表取締役である申立人が人事・給与を管理していた。」と証言しているほか、当時、当該事業所から社会保険事務関係を依頼されていた社会保険労務士事務所では、「手続関係の仕事は、いつも申立人から連絡があった。」と証言していることから、申立人

の給与及び厚生年金保険に関する届出については、申立人が関与していた可能性が高かったものと考えられる。

さらに、申立事業所は、平成14年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立事業所の事業を承継した事業所に申立期間当時の賃金台帳等を照会したものの、当時の書類は何も残っていないと回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等が確認できない。

加えて、申立人の標準報酬月額については、オンライン記録及び被保険者原票において、遡及して取り消された形跡や、より低額な金額に訂正された形跡は確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。